

市西印



自転車乗車用 ヘルメット 購入費助成金

令和6年4月1日以降に購入したものが対象です。

受付は令和6年**6月24日**から開始します！

★領収書の発行を購入店等に依頼してください。詳細については、裏面をご覧ください。

ヘルメットの購入単価がわからない領収書では、申請できません。

★窓口での受付は、平日の午前8時30分～午後5時00分(年末年始の市役所閉庁日を除く)です。

助成対象者(ヘルメット使用者) ※下記①～④をすべて満たす個人

- ①市内に住所を有している(住民登録している)人
- ②自ら又は同一世帯に属する者がヘルメットを購入していること
- ③市税を滞納していない人
- ④暴力団員ではない人、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない人



助成対象のヘルメット

安全基準の認証を受けている『新品』の自転車乗車用ヘルメット

※未使用品を含む中古品は対象外
※オークション、個人間売買、譲渡等は対象外

いずれかの認証を受けていないと助成対象になりませんので、必ず確認してください！

＜安全基準＞	
SGマーク(一般財団法人製品安全協会の認証)	
JCFマーク((公財)日本自転車競技連盟の認証)	
CEマーク(欧州連合の欧州委員会の認証) ※CEマークの自転車用ヘルメットの規格は「EN1078」	
GSマーク(ドイツ製品安全法の認証)	
CPSCマーク(米国消費者製品安全委員会の認証) ※CPSCマークの自転車用ヘルメットの規格は「CPSC1203」	

助成金額

自転車乗車用ヘルメットの購入費用の1/2(100円未満切り捨て)

1人1個当たり上限2,000円

※ヘルメット使用者1人につき1個(回)限り

※装飾品や部品等の費用、購入時のポイント利用、送料、値引き分は除く

※助成金予算額に達した場合は終了



助成金の申請から交付までの流れ



(1) 販売店等で自転車乗車用ヘルメットを購入

- ※購入の際、販売店等に領収書の発行を依頼してください。
- ※領収書には、下の「(2)領収書」に記載する内容の記入をお願いしてください。

(2) 申請書等を郵送又は窓口で市民活動推進課へ提出

- ※郵送の場合 ➡ 〒270-1396 印西市大森2364-2 市民活動推進課宛て
- 窓口の場合 ➡ 市役所2階
- ※申請書兼請求書は、市民活動推進課窓口、市ホームページから入手できます。

※**申請期限：令和7年3月31日まで(期限内必着)。**



- 提出書類**
- (1) 助成金交付申請書兼請求書(市指定様式)
 - (2) 領収書(次の内容が記入されているもの)
 - ①領収日
 - ②領収金額(ヘルメットの購入単価がわかるもの)
 - ③購入店
 - ④品名・品番(ヘルメットの購入がわかるもの)
 - (3) 安全基準の認証が確認できるもの
 - (4) 振込口座(申請者名義のもの)が確認できる書類(通帳又はキャッシュカードの写し)
 - (5) 本人確認書類(免許証、マイナンバーカード等)

(2)領収書

- ※記入内容を確認してください。
- ※領収書がない場合は、申請できません。
- ※内容が不足している場合は、それが確認できる書類等を添付してください。

(3)安全基準の認証が確認できるもの

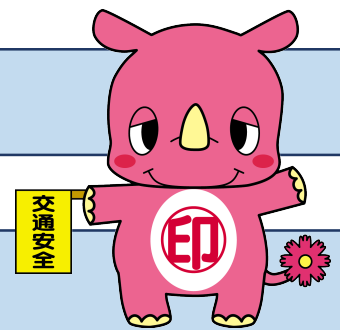
- ※保証書、取扱説明書、カタログの写し等の確認できるもの

(3) 交付決定通知書が郵送で到着

- ※申請書類を審査の上、申請者に通知書を郵送します。

(4) 助成金が指定口座に振り込まれます

- ※申請日から概ね1か月から2か月後の振り込みとなります。



詳しくは市ホームページをご覧ください！



自転車は、手軽に利用できるとも便利な乗り物ですが、交通ルールを守って正しく走行しないと、加害者にも被害者にもなり得る大変危険な乗り物でもあります。

交通ルールを守って安全に運転することが一番大切ですが、自分を守り、相手を守るため、自転車に乗る時は必ずヘルメットを着用しましょう。また、万が一の事故に備えて、自転車損害賠償保険等にも加入しておきましょう。